

第2期
鳥取市学校教育情報化推進計画
(素案)

令和8年 月

鳥取市教育委員会

はじめに

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2

第2章 計画策定の背景

1 国の経過と現状	3
2 鳥取市の取組と現状	3

第3章 本市学校教育の情報化の方針

1 めざす方向性	5
2 鳥取市学校教育情報化の展望	5
3 4つの柱と施策	
柱1 子どもたちの学びを広げ、確かな情報活用能力を育む	6
柱2 教員のICT活用指導力の向上	9
柱3 教育の情報基盤の構築	11
柱4 教育情報化に向けた体制整備	14

第4章 推進体制及び進行管理

1 推進体制	16
2 進行管理	16
3 進行スケジュール	17

付属資料

資料1 国の動向	18
資料2 各種会議の設置要綱	20
資料3 とつとり県版SAMRモデル	23
資料4 用語解説	24

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

現代社会は、A I（人工知能）¹、ビッグデータ²、I o T（Internet of Things）³といった先端技術の進化により、私たちの生活、働き方、そして社会のあり方そのものが劇的に変化する「Society 5.0」⁴時代へと向かっています。このような変革期において、子どもたちが未来を自らの力で切り拓くためには、単なる知識の習得にとどまらず、情報を適切に活用する力、論理的思考力、そして創造性やコミュニケーション能力といった、これから時代を生き抜くための基盤となる力を身に付けることが不可欠です。

このようなめまぐるしく変化する社会の中で、I C T⁵（情報通信技術）は教育現場における強力なツールとなります。I C Tを活用することで、一人ひとりの学習進度や理解度に応じた「公正に個別最適化された学び」が実現され、子どもたちの可能性を最大限に引き出すことが可能となります。また、I C Tは教員の授業改善を促し、より質の高い教育を提供するための重要な鍵となります。

「鳥取市学校教育情報化推進計画」は、こうした時代の要請に応えるために策定されました。本計画は、教育におけるI C T活用の基本的な考え方と具体的な方向性を示し、子どもたちが未来を生き抜くための力を育むための施策を体系的に整理し、計画的かつ継続的に実行することを目的とします。特に、令和3年度からI C Tを活用した学習を推進してきたものの、その活用度合いで教員間、学校間で差が生じている現状を克服するために、本計画では教員や学校の「横のつながり」を強化していきます。

2 計画の位置付け

「鳥取市学校教育情報化推進計画」は、現代の教育課題に対応するための重要な役割を担っています。

本計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村学校教育情報化推進計画」として策定されており、法的な裏付けをもつものです。また、鳥取市全体の教育の方向性を示す「第3期鳥取市教育振興基本計画」（令和8年4月）の中で、学校教育における情報化の具体的な行動計画として位置付けられます。これにより、教育の情報化が市全体の教育目標と連動し、一貫性をもって推進されます。

さらに、本市の最上位計画である「第12次鳥取市総合計画」や、デジタルトランスフォーメーション（D X）⁶の基本方針を定めた「鳥取市デジタルトランスフォーメーション（D X）推進方針 第8版（令和8年4月）」とも連携し、これら上位計画における学校教育分野の個別計画としての役割も果たします。

¹ 人工知能（A I） Artificial Intelligence の略。人工知能。人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術・ソフトウェア・コンピュータシステムのこと。

² ビッグデータ 従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しい巨大なデータ群のこと。

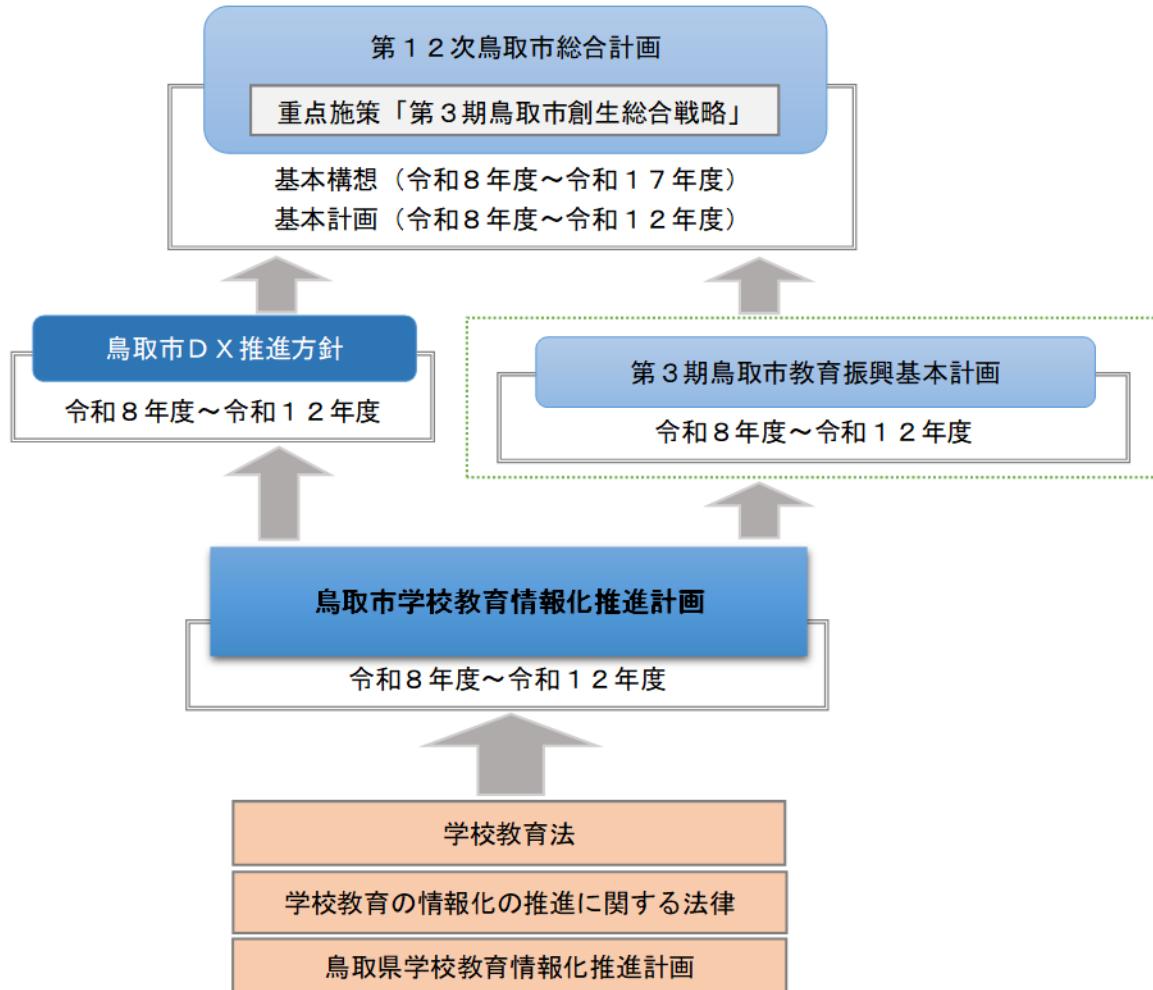
³ I o T（Internet of Things） Internet of Things の略。モノのインターネット。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

⁴ Society 5.0 日本が提唱する未来社会のコンセプト。ICTやIoTなどのデジタル革新により、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society）のこと。

⁵ I C T Information and Communication Technology 「情報通信技術」の略であり、I T（Information Technology）とほぼ同義の意味。

⁶ デジタルトランスフォーメーション（D X） ビッグデータなどのデータ、A IやI o Tなどのデジタル技術を社会に浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革すること。

このように、本計画は、教育振興、地域創生、そしてデジタルトランスフォーメーションという、市の主要な取組と深く結びつき、鳥取市の未来を担う子どもたちの教育をより良いものへと導くための指針となります。



3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 国の経過と現状

G I G Aスクール構想の推進により、学校教育の情報化は新たな段階に入りました。

令和4年12月に策定された「学校教育情報化推進計画」では、「誰一人取り残されない個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現が掲げられ、教育データの活用や教員のICT指導力向上が重点項目となりました。

令和6年度以降は、教育データ利活用や次期学習指導要領の改訂に向けた議論が進み、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改訂され、クラウドや生成AIの安全な活用が示されました。これらの動きは、「誰一人取り残されない学び」の実現に向けた、安全で持続可能な教育DXの推進を目的としています。

令和7年度9月に教育課程企画特別部会が示した論点整理には、情報活用能力⁷の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現についても明記されています。整備されたICT環境を最大限に活用し、学びの質を向上させることで、学校が抱えるさまざまな課題を解決していくことが求められています。

※詳細：資料1「国の動向」

2 鳥取市の取組と現状

(ア) ICT環境の整備状況

鳥取市は、平成28年度から「鳥取市教育振興基本計画」を策定し、国の計画に沿って教室環境や校内ネットワークの整備を進めてきました。

特に、令和元年度からの「鳥取市G I G Aスクール構想」⁸により、児童生徒1人1台のタブレット端末整備、校内ネットワークの高速化・無線化を実現しました。さらに、国立情報学研究所のSINETに接続することで、安定した高速インターネット環境を確保しています。

令和3年4月には「第2期鳥取市教育振興基本計画」を策定し、ICTを活用した授業改善を推進するとともに、教職員の業務効率化も進めています。文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の結果（令和7年3月）によると、鳥取市のICT環境整備は、普通教室の大型提示装置整備率等、すべての項目で全国平均を上回る水準にあります。今後も、技術の進歩に合わせて、より良い環境整備を継続していく必要があります。

⁷ 情報活用能力 世の中の様々な事象を情報とその結びつきとしてとらえ、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。

⁸ 鳥取市G I G Aスクール構想 「1人1台端末と校内ネットワークを一体的に整備することで、一人一人の教育的ニーズに対応した誰一人取り残すことのない学びで、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」と、「ICTを効果的に活用した学びを推進し、1人1台端末を活用した授業改善をとおして、子ども一人一人の主体的・対話的で深い学びを実現すること」を目的とした構想。

(イ) 教員 I C T 活用指導力の状況

I C T 環境の整備だけでなく、それを使いこなす教員の指導力向上が不可欠です。鳥取市では、平成30年度から「情報化推進リーダー研修」を実施し、各学校での I C T 活用を組織的に推進する体制を構築してきました。

令和3年度からは、若手・中堅教員を対象とした「I C T 活用授業づくり研修」も開始し、次世代を担う人材の育成に力を入れています。その結果、鳥取市の教員の I C T 活用指導力は近年、全国平均を上回る水準を維持しています。今後は、すべての教員が一定水準以上の指導力を習得できるよう、教員や学校の「横のつながり」を強化し、情報やノウハウを共有していくことが不可欠です。

(ウ) 子どもたちの I C T 活用の状況

子どもたちの主体的な情報活用を促すため、これまでに授業や日常での I C T 活用事例集を作成し、教職員研修も実施してきました。今後は、日常的な I C T 活用を前提とした、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりや、一人ひとりの教育的ニーズに応じた活用のさらなる促進が求められます。

また、情報モラル⁹を含むデジタル・シティズンシップ¹⁰教育にも力を入れています。今後は、学校だけでなく、地域や保護者も一体となって、これらの教育を推進していく必要があります。

(エ) I C T を活用した校務のデジタル化の状況

校務の効率化も重要な課題です。鳥取市では、県と連携した「Torikyo-NET」を活用することで、費用を抑えつつ、統一されたセキュリティ対策を実現しています。

平成30年度には、県内共通の学校業務支援システム¹¹を導入し、教職員の業務をデジタル化しました。令和2年度からは、教職員一人ひとりに端末と Google アカウントを配布し、業務での I C T 活用を進めています。さらに、令和4年8月からは中学校と義務教育学校に採点補助システムを導入し、業務の効率化を推進しています。今後も I C T を活用し、教職員の働き方改革を一層進めていきます。また、生成AI¹²についても、校務で活用できるようガイドラインを示しています。

(オ) 臨時休業等の対応の状況

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、鳥取市では、臨時休業や学級閉鎖に備え、令和3年5月からタブレット端末の家庭への持ち帰りを開始しました。同年7月からは通信テストを実施し、オンライン授業の体制を整えました。

また、感染症対策以外にも、不登校や長期入院など、やむを得ない理由で登校できない子どもたちのために、e ラーニング教材やオンラインによる学習支援も行っています。今後も、一人ひとりの状況に配慮したオンラインでの学びを可能にするため、I C T 環境の整備をさらに進めていく必要があります。

⁹ 情報モラル 情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度のこと。情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、全ての国民が身に付けておくべき考え方や態度を指す。

¹⁰ デジタル・シティズンシップ デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し参加する能力。

¹¹ 学校業務支援システム 教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合した機能を有しているシステム。

¹² 生成AI 文章や画像、プログラムなどを新しく作り出すことができる、AI を動かす基礎的な仕組み（またはプログラム）に基づいた AI の全体を指す言葉の総称。

第3章 本市学校教育の情報化の方針

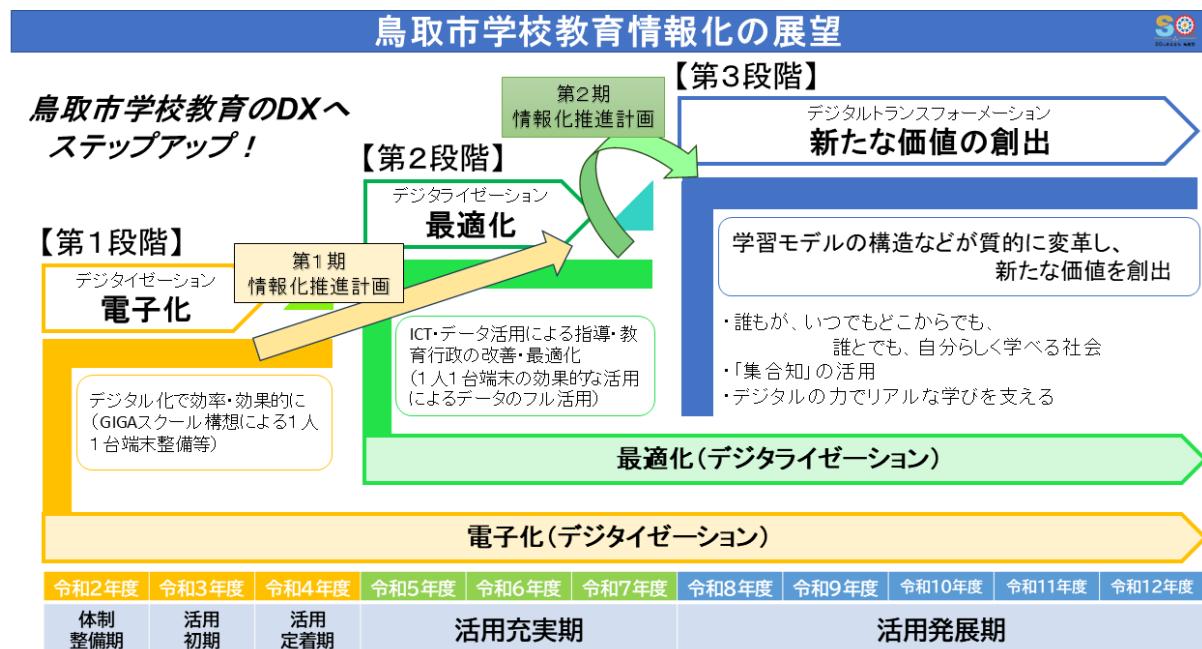
1 めざす方向性

本市学校教育情報化のめざす方向性を次のように定めます。

I C Tを効果的に活用し、子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、次代を担う人材育成を図るため、学校教育の情報化をより一層推進していきます。

2 鳥取市学校教育情報化の展望

本市では、次の3段階のステップで学校教育情報化を推進します。



※文部科学省「教育DX・教育データの利活用について（令和4年1月7日）」「教育DXロードマップ（令和7年6月13日）」「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について 等を基に作成（令和8年改訂）

3 4つの柱と施策

本市のめざす学校教育情報化の方向性に基づき、4つの柱と施策、それぞれの基本的な考え方や具体的な取組、進捗を確認するための指標・目標値を定めます。

4つの柱		施 策
柱 1	子どもたちの学びを広げ、確かな情報活用能力を育む	(1) 発達段階に応じた情報活用能力の育成と効果的なI C T活用の推進 (2) デジタル・シティズンシップ教育（情報モラルやメディアリテラシーを含む）の充実 (3) I C Tの特性を生かした多様な学びの実現
柱 2	教員のI C T活用指導力の向上	(1) 教職員研修の充実 (2) I C T活用指導法の共有化
柱 3	I C Tを活用するための環境の整備	(1) I C T機器と通信環境の整備 (2) I C Tを活用した教育環境の構築 (3) 教育の質を高める教育データの利活用と教育DXの推進 (4) 総合的な情報セキュリティ対策の実施
柱 4	I C T推進体制の整備と校務の改善	(1) 組織的なI C T推進体制の構築 (2) I C Tを活用した働き方改革と家庭・地域との連携

柱1 子どもたちの学びを広げ、確かな情報活用能力を育む

- 発達段階に応じて社会とのつながりを意識した学習を行い、児童生徒の情報活用能力のより一層の向上と、より効果的なICT機器の活用を図ります。
- 児童生徒が自ら学び、創造し、社会参加するために、責任をもってICTを活用する行動規範を身に付けるとともに、安全・安心に情報を利活用することができるよう、デジタル・シティズンシップ教育（情報モラルやメディアリテラシーを含む）を推進します。

（1）発達段階に応じた情報活用能力の育成と効果的なICT活用の推進

■基本的な方向

- ・小学校1年生から中学校3年生まで小中一貫した9年間の学びと、一人ひとりの実情や教育的ニーズに応じて社会とのつながりを意識した学習を行い、これから社会を生きていくために必要な情報活用能力を引き続き育成します。
- ・児童生徒がクラウドを活用しデジタル学習基盤を効果的に活用することによって、多様で大量の情報を扱い、時間や空間を問わずに情報をやりとりしたり、思考の過程や結果を共有したりすることで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に取り組みます。
- ・災害や不登校、長期入院等でやむを得ず登校できない場合等も含めて、教育的ニーズを把握し、一人ひとりの学ぶ機会を保障するため、オンライン授業等ICTを活用した遠隔教育等の一層の充実を図るとともに、家庭学習での日常的なICT活用を推進します。

■具体的な取組

- ・各教科の特質に応じて教科の資質・能力を育成するとともに、ICTを効果的に活用することで教科横断的に情報活用能力の育成を図ります。
- ・全県共通の学習用ツール（Google Workspace for Education¹³⁾をより一層活用し、共同編集機能やデータ配信・共有化等、学習におけるクラウドサービスの効果的な活用を推進します。
- ・タブレット端末の日常的な持ち帰りを継続し、学校での学習と家庭学習との連動を図ります。
- ・企業や大学等の専門家、地域人材等の指導を受けながら、課題解決型学習（PBL）¹⁴⁾やSTEAM教育¹⁵⁾を取り入れ、総合的な学習をはじめ、教科横断的に行われる探究的な学びをより一層充実させます。

■指標・目標値

「自分の考えや意見を分かりやすく伝え、友達と協力して学習をすすめるために、PCやタブレット端末などのICT機器を活用していますか。」の質問に「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合
(鳥取市児童生徒情報活用能力調査より)

実績値 (令和7年度)	(小6) (中3)	※令和7年12 月 調査予定 %	目標値 (令和12年度)	(小6) (中3)	※実績値を もとに設定 %

¹³ Google Workspace for Education Google社の教育向け無料のクラウド型学習用ツール。表計算、プレゼン作成、Web会議などが可能。

¹⁴ 課題解決型学習（PBL） Problem(Project)-Based Learning。知識の暗記など、生徒が受動的な学習ではなく、自ら課題（問題）を発見し解決する能力を養うことを目的とした教育法のこと。

¹⁵ STEAM教育 Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）及びArts（人文科学・リベラルアーツ）の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。知る（探究）とつくる（創造）のサイクルを生み出す、分野横断的な学びのこと。

(2) デジタル・シティズンシップ教育(情報モラルやメディアリテラシー¹⁶を含む)の充実

■基本的な方向

- ・単なる危機回避やルール遵守にとどまらず、デジタル社会の健全な発展に貢献できるようになります。
- ・情報技術の役割や影響を知り、情報の取扱いに対する責任について正しく理解し、情報社会に参加する行動規範の醸成を図ります。
- ・児童生徒のメディアリテラシーを育成し、安全に、また責任をもち、1人1台端末をはじめとしたICT機器を活用できるよう、自律的な判断や積極的な活用を重視した教育を推進します。

■具体的な取組

- ・児童生徒が適切かつ安全にインターネットやICT機器を利用できるよう、デジタル・シティズンシップ教育を推進します。
- ・「鳥取市GIGAスクール特設サイト」を利用し、デジタル・シティズンシップ教育に係る取組や授業実践の事例を共有し、各学校の活用推進を図ります。
- ・端末使用時間や使用時の姿勢、視力への影響等、関係機関と連携しながら健康面に配慮した指導を行います。
- ・タブレット端末使用時の姿勢や使用時間などの留意点を周知し、児童生徒の健康に配慮したICT活用の理解を進めます。
- ・ICT機器の利用について、家庭での話し合いによるルールづくりを推進します。
- ・学校や家庭でのICT機器の利用について、ルールづくりの参考となる資料等を配布するなど情報提供を行います。
- ・家庭や地域を対象としたデジタル・シティズンシップ教育に係る研修会の実施を促進します。

■指標・目標値

「学校や学級でPC・タブレット端末などのICT機器を活用する時には、ルール、マナーを守って利用してますか。」の質問に「利用している」と回答した割合
(鳥取市児童生徒情報活用能力調査より)

実績値 (令和7年度)	(小6) (中3)	※令和7年12月 調査予定	%	目標値 (令和12年度)	(小6) (中3)	※実績値を もとに設定	上

「家庭でPC・タブレット端末(1人1台端末を含む)・携帯電話やスマートフォンなどのICT機器を使う時には、家人の人と話し合ったルールを守って利用していますか。」の質問に「ルールがあり守って利用している」と回答した割合
(鳥取市児童生徒情報活用能力調査より)

実績値 (令和7年度)	(小6) (中3)	※令和7年12月 調査予定	%	目標値 (令和12年度)	(小6) (中3)	※実績値を もとに設定	

¹⁶ メディアリテラシー メディアの機能を理解するとともに、メディアの伝える情報を批判的に判断・活用し、それを通じてコミュニケーションを行う能力

(3) I C Tの特性を生かした多様な学びの実現

■基本的な方向

- ・ I C Tの活用によって、学習の困難さを軽減し、個々の能力を引き出すとともに、一人ひとりに応じた指導を充実させます。
- ・ 不登校や障がいがあり支援が必要な児童生徒にも I C Tを用いて多様な学習機会を提供することで、すべての児童生徒の可能性を最大限伸ばします。
- ・ 市内に小規模校が増えている実態も踏まえ、校種や学校規模を超えた連携を進めます。

■具体的な取組

- ・ 障がいのある児童生徒の I C Tを活用した学びの充実を図るため、特別支援教育における実践を共有し、一層の充実を図ります。
- ・ 音声教材¹⁷や鳥取市立図書館の電子書籍を活用し、読み上げ機能等で学習の困難さを軽減します。
- ・ オンライン授業やオンライン英会話等を活用し、オンライン上での交流を通して、児童生徒たちが普段関わらない様々な人と学び合うきっかけとなり、視野を広げ、新たな気づきを促します。
- ・ 登校しづらりや不登校などにより欠席日数の多い児童生徒のため、 I C Tを活用しながら自宅にて学習機会を保障するオンラインサポートルームを開設し、学習への意欲や集団活動への自信を高めていけるように支援します。

■指標・目標値

「学校や家で「わかった」「できた」を増やすために、 I C Tを役立てることができましたか。」の質問に「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合

(鳥取市児童生徒情報活用能力調査より)

実績値 (令和 7 年度)	(小 6) (中 3)	目標値 (令和 12 年度)	(小 6) (中 3)	※実績値を もとに設定
	※令和 7 年 12 月 調査予定	6		

¹⁷ 音声教材 発達障害等により、通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材。

柱2 教員のICT活用指導力の向上

- 児童生徒の情報活用能力を育成するために、教職員研修等で教職員のICT指導力・活用力の向上を図ります。

(1) 教職員研修の充実

■ 基本的な方向

- ・教育の情報化をさらに進め、学習指導要領で示されている「情報活用能力」を体系的に育成するため、教職員一人ひとりがICTを主体的に活用し、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進できるような研修体制を構築します。特に、校内の情報化推進リーダーを中心に、最新の教育用ツールやアプリケーションの操作等を活用した新しい学びの創造に向けた授業づくりに関する研修を実施し、すべての教員の指導力・活用力の向上を図ります。

■ 具体的な取組

- ・情報化推進リーダー¹⁸の育成や教職員のキャリアステージに応じたICTを効果的に活用した研修等を実施し、授業力の向上やデジタル・シティズンシップ教育の専門性を高める研修を継続的に実施します。これにより、校内におけるICTを活用した教育の質の向上と、教職員全体の指導力向上を図ります。
- ・学校や教員のニーズやレベルに応じて、多様な教育用アプリケーションやデジタルツールの活用方法に関する支援を行います。これにより、児童生徒一人ひとりの学習進度や特性に合わせた個別最適な学びと、課題解決に向けた協働的な学びを効果的に支援できる教員の指導力・活用力を高めます。
- ・鳥取県教育委員会や外部の専門機関と連携し、生成AI等、先進技術を活用した授業づくりや、先進校の取組や研修を通じて、新しい学びの創造に向けた知見を共有し、教員の指導力の向上を図ります。

■ 指標・目標値

ICT活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合
(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より)

実績値 (令和6年度)	81.0%	目標値 (令和12年度)	100%
----------------	-------	-----------------	------

※令和6年度が、策定時点の最新の実績値です

¹⁸ 情報化推進リーダー 情報教育及び学習指導における情報手段の活用において指導的な役割を担うとともに、学校の情報化の全般について企画立案する役割を担う、校内の情報化を推進していく上で中心となる教員を指す。

(2) I C T活用指導法の共有化

■基本的な方向

- これまでの学校訪問型研修に加え、情報教育主任等が主体となり、校内はもとより、中学校区の学校と連携した教科・学年横断型の研修を支援します。また、研修講師の派遣や新たな情報の共有を通じて、I C T活用を支援します。

- 教職員のスキル格差を解消するため、レベルやニーズに合わせて活用できる環境を構築します。これにより、教職員は必要な情報やノウハウを主体的に得て、指導力・活用力の向上をめざします。

■具体的な取組

- 学校訪問によるプログラミング教育等の研修に加え、研修後も継続して教職員の疑問や課題に寄り添う伴走型サポートを行います。これにより、研修で学んだ知識を確実に授業実践へとつなげ、より質の高い学習方法を定着させます。
- I C Tを活用した優れた実践事例を収集し、教職員がノウハウや課題を共有し合えるコミュニティやポータルサイト等を構築することにより、各学校の活用推進だけではなく、教職員一人ひとりの指導力向上を促進します。

■指標・目標値

「児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導することができるか」の質問に「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合

(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より)

実績値 (令和6年度)	77.1%	目標値 (令和12年度)	90%以上
----------------	-------	-----------------	-------

※令和6年度が、策定時点の最新の実績値です

柱3 ▶ I C T を活用するための環境の整備

- デジタル教科書¹⁹・様々な学習用ツールの活用による魅力ある授業づくりの推進、学校業務の効率化や共同化による教職員の多忙化の解消、教育における情報化に合わせた環境の整備を推進します。
- 教育データを活用した個別最適な学びと、デジタル技術による教育現場全体の変革（教育D X）を一体的に進めます。
- 教育活動が安心安全に行えるよう、総合的なセキュリティ対策を推進します。

（1） I C T 機器と通信環境の整備

■ 基本的な方向

- ・ I C T を活用した学びをさらに推進するため、タブレット端末や電子黒板²⁰等の I C T 機器、校内通信ネットワーク（無線 L A N）²¹等の整備と管理を継続します。
- ・ 校務系と学習系のネットワークの統合による教育データの連携、クラウドの日常的な活用により、知見の共有と教育価値の創出を図ります。

■ 具体的な取組

- ・ 鳥取市G I G Aスクール構想²²の実現に向けて、普通教室及び特別教室等、校内通信ネットワーク（無線 L A N）を整備し、次世代ネットワークによる高速で安定した通信環境について確実な確保を図ります。
- ・ 校外や校内通信ネットワーク（無線 L A N）が無いところでも教育活動が行えるよう、モバイルW i -F i ルーター²³を活用し、通信環境を確保します。
- ・ 校務でのクラウド活用を見据え、教職員の1人1台端末の着実な整備を行います。
- ・ W i -F i によるインターネット接続環境整備費助成や通信費補助等により、通信環境が未整備の家庭に支援を行います。

■ 指標・目標値

特別教室における校内無線 L A N の整備率			
(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より)			
実績値 (令和6年度)	91.0%	目標値 (令和12年度)	100%

※令和6年度が、策定時点の最新の実績値です

¹⁹ デジタル教科書 学校の教科書として使われることを想定して作られた電子書籍。紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材。

²⁰ 電子黒板 文字や図、イラストなど、ボード上に書き込んだ内容を電子変換することが可能なホワイトボード。

²¹ 校内通信ネットワーク（無線 L A N） 学校内で構築された無線通信による通信ネットワークのこと。

²² 鳥取市G I G Aスクール構想 「1人1台端末と校内ネットワークを一体的に整備することで、一人一人の教育的ニーズに対応した誰一人取り残すことのない学びで、資質・能力を一層確実に育成できる教育 I C T 環境を実現する」とことと、「I C T を効果的に活用した学びを推進し、1人1台端末を活用した授業改善をとおして、子ども一人一人の主体的・対話的で深い学びを実現すること」を目的とした構想。

²³ モバイルW i -F i ルーター インターネット回線への接続機能を備えた無線 L A N 機器用の可搬型ルーターのこと。

(2) ICTを活用した教育環境の構築

■基本的な方向

- ・学習効果を高めるため、デジタルコンテンツ²⁴の活用を推進します。
- ・既存の学習ツールやデジタル教科書などのデジタルコンテンツの活用を進めるとともに、生成AIといった先端技術も活用しながら、児童生徒の学びを総合的に支援します。

■具体的な取組

- ・学習用ツール (Google Workspace for Education) の機能を最大限に活用 (学習支援、セキュリティ、データ活用、業務改善等) するための環境整備を図ります。
- ・指導者用デジタル教科書のポータルサイトを作成し、デジタルコンテンツを随時追加し、教職員の活用を推進します。
- ・児童生徒の個別最適な学び、協働的な学びが実現できるよう、授業で役立つデジタルコンテンツの情報共有を行います。
- ・鳥取市立学校に在籍する児童生徒を対象に、鳥取市立図書館の電子書籍が利用できるアカウントを希望者に配布します。
- ・授業や家庭学習に活用できるAI型デジタルドリルソフト²⁵ (e ラーニング教材) を導入し、学習内容の定着を図ります。
- ・生成AIについては、文部科学省や鳥取県、鳥取市のガイドラインを踏まえ、生成AIの特性やリスクを理解した上で、児童生徒が主体的に活用する能力を育成するため、安易に利用を促すのではなく、指導力向上や評価方法の検討を含めた教職員の具体的な利用方法や倫理観に関する理解を進めます。

■指標・目標値

「教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。」の質問に「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合
(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より)

実績値 (令和6年度)	93.1%	目標値 (令和12年度)	100%
----------------	-------	-----------------	------

※令和6年度が、策定時点の最新の実績値です

(3) 教育の質を高める教育データの利活用と教育DXの推進

■基本的な方向

- ・学習や校務の多様な教育データを可視化・分析することで、児童生徒は自らの学びを自己調整するとともに、教職員はデータに基づいて指導や支援が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など指導の改善を図ります。
- ・個人情報等に十分配慮し、クラウド等の技術を活用して収集した様々な教育データをもとに、より客観的な根拠に基づいた政策立案の具体化を推進します。

■具体的な取組

- ・日々の学習や生活に関する教育データを蓄積し、ダッシュボード等で可視化することで、児童生徒が自身の学びを振り返り、自律的に学習を進められるよう支援したり、教職員はそれらのデータを活用し、児童生徒一人ひとりの学習状況や特性を理解し、より効果的な指導や支援につなげたりします。

²⁴ デジタルコンテンツ デジタル化された情報で構成されたものの総称。

²⁵ AI型デジタルドリルソフト 児童生徒の学習状況をAIで測定し、児童生徒の理解度に応じて復習問題や解説を表示する等の機能をもたせたデジタルドリル教材。

- ・国の教育データ標準化の動きに対応し、データの利活用を図るとともに、学習 e ポータルの活用や公教育データや学校で蓄積した教育データを統合的に分析することで、客観的な根拠に基づいた政策立案を推進します。
- ・1人1台端末を活用し、児童生徒の気持ちや相談の有無を確認したり、様々な不安や悩み、個々の支援ニーズを把握したりすることにより、相談支援のきっかけを増やし、不登校やいじめ等の未然防止、早期発見、早期対応を進め、適切な支援につなげます。

■指標・目標値

<p>「学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどを、コンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する」の質問に「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合 (文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より)</p>			
実績値 (令和6年度)	87.6%	目標値 (令和12年度)	95%

※令和6年度が、策定時点の最新の実績値です

(4) 総合的な情報セキュリティ対策の実施

■基本的な方向

- ・教職員に鳥取市教育情報セキュリティ対策基準²⁶を徹底するとともに、セキュリティ意識の向上に努めます。
- ・鳥取市関係各課と連携し、社会情勢や技術の進展に合わせて内容を継続的に見直し、随時更新していきます。
- ・個人情報の保護やフィルタリング²⁷等、校内通信ネットワークのセキュリティを確保します。

■具体的な取組

- ・鳥取市教育情報セキュリティ対策基準に則り、適切な運用を図ります。
- ・フィルタリングソフトにより、個人情報の保護やフィルタリング等ネットワークのセキュリティを確保します。
- ・クラウドサービス²⁸の適切な活用とセキュリティ強化のため、ガイドラインの見直しや新たな技術の活用、システム構築を推進します。

■指標・目標値

<p>「児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。」の質問に「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合 (文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より)</p>			
実績値 (令和6年度)	87.8%	目標値 (令和12年度)	95%

※令和6年度が、策定時点の最新の実績値です

²⁶ 鳥取市教育情報セキュリティ対策基準 鳥取市立学校において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針。

²⁷ フィルタリング 違法・有害・不適切なウェブサイト等へのアクセスを制限するサービス。

²⁸ クラウドサービス 従来は手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤（サーバなど）を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。

柱4 ICT推進体制の整備と校務の改善

- 外部機関や専門家の協力を得ながら推進体制を構築し、教職員の能力向上と情報共有の効率化を図り、教育現場でのICT活用を総合的に進めます。
- ネットワーク統合やクラウドサービスの活用を進めることで、教職員の業務を効率化して負担を軽減し、教育の質を高めるとともに、児童生徒と向き合う時間を確保します。

(1) 組織的なICT推進体制の構築

■ 基本的な方向

- ・鳥取市学校教育情報化推進本部（以下「推進本部」）を設置し、本市の教育情報化を総合的・効率的に推進します。
- ・ICTや先端技術のノウハウをもつ大学等と連携し、外部の専門家の協力を得ながら学校教育の情報化を推進します。
- ・教職員研修や児童生徒に対する出前授業等で、ICT教育推進員²⁹等、専門的知識を有する人材の活用を推進します。

■ 具体的な取組

- ・学校業務支援システムの活用や共同学校事務室³⁰により、文書連絡の電子化や文書様式の共有化等、事務処理の効率化及び情報共有を推進します。
- ・校内における推進体制を構築するため、情報化推進リーダーの養成等、教員のキャリアステージに応じた研修を推進します。
- ・鳥取市GIGAスクール運営支援センター³¹と連携し、学校の情報化を推進します。
- ・ICTを活用した授業を効果的に進められるよう、ICT教育推進員等を学校に派遣するなど、支援体制の充実を図ります。
- ・企業や大学等の専門家による支援により、先進的なICTを活用した授業や取組を推進します。

■ 指標・目標値

「授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。」の質問に「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合。

（文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より）

実績値 (令和6年度)	94.6%	目標値 (令和12年度)	100%
----------------	-------	-----------------	------

※令和6年度が、策定時点の最新の実績値です

²⁹ ICT教育推進員 本市学校におけるICT活用について、プログラミング教育や校内研修等の支援を行う人材。

³⁰ 共同学校事務室 日常は各学校で勤務している事務職員が、週に1回程度一つの学校に集まる等して複数人で複数校の業務を行う体制。

³¹ 鳥取市GIGAスクール運営支援センター 学校におけるICT活用に関するヘルプデスク開設や現地サポート対応、ネットワークアセスメントやトラブル対応等を外部委託し、ICT活用を推進するための運営支援体制。

(2) I C Tを活用した働き方改革と家庭・地域との連携

■基本的な方向

- ・保護者への連絡や出欠確認、テストの採点補助等のデジタル化、学校業務支援システムやクラウドサービスの活用を推進し、教職員の業務の負担軽減と効率化を図り、教材研究や児童生徒に向き合う教育活動の時間の確保に努めます。
- ・次世代校務DXを推進し、校務系と学習系のネットワークを統合し、教育データを連携させることで、クラウドの日常的な活用を通じて教職員間の知見を共有し、教育的価値を創造します。

■具体的な取組

- ・次世代校務DXでは、指導や校務において、共同編集や情報共有といったクラウド活用により教育の質を高めるとともに、国のチェックリストなどを活用して業務効率化を図ります。
- ・学校から児童生徒へのチラシ配布を削減し、保護者、児童生徒が直接確認できる鳥取市教育委員会ポータルサイトに掲載します。
- ・校務系および学習系システムの教育データを有効に連携させ、クラウドを活用した知見の共有と新たな教育的価値の創造を推進します。
- ・生成AIを授業準備や事務作業の効率化に活用し、教員が児童生徒と向き合う時間を増やすことで、教育の質の向上を図ります。

■指標・目標値

「授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。」の質問に「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合。
(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より)

実績値 (令和6年度)	90.5%	目標値 (令和12年度)	100%
----------------	-------	-----------------	------

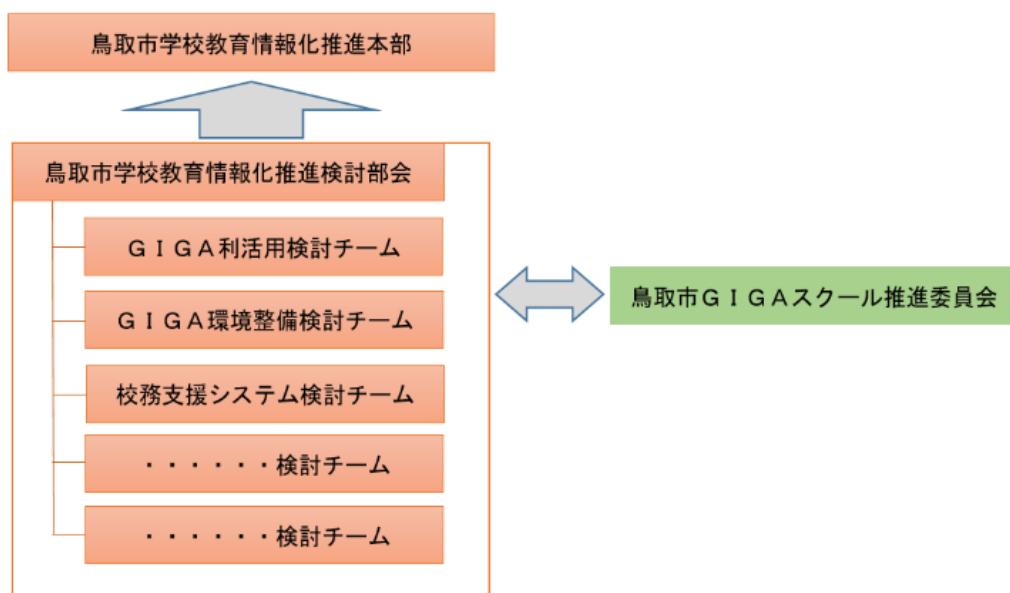
※令和6年度が、策定時点の最新の実績値です

第4章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

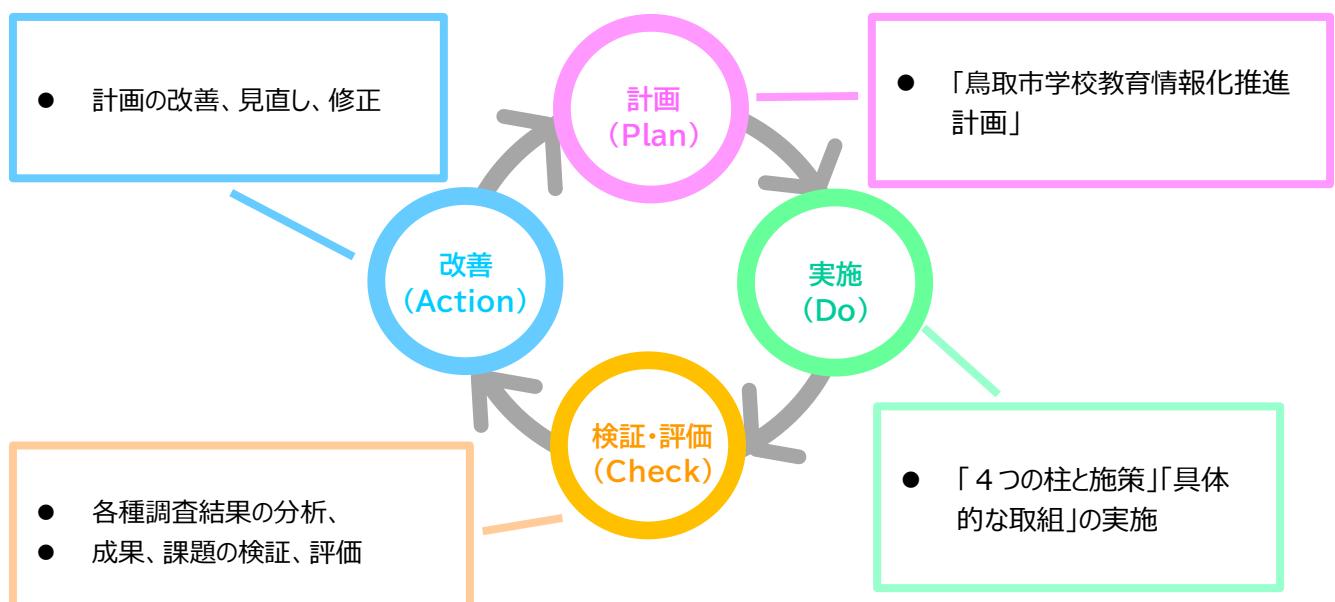
教育委員会の内部組織として「推進本部」を設置し、学校教育におけるデジタル化の推進に向けた施策を総合的・効率的に推進します。また、推進本部に「鳥取市学校教育情報化推進検討部会」(以下「検討部会」)を置き、施策の進行管理等を行います。本計画の実行にあたっては、具体的な取組の進捗状況について、推進本部で定期的に点検評価を行い、進行管理に努めます。

また、外部組織として「鳥取市G I G Aスクール推進委員会」(以下「推進委員会」)を設置し、ICT機器を活用した教育活動と教職員のICT活用能力の向上について検討及び協議を行い、鳥取市G I G Aスクール構想の充実を図ります。



2 進行管理

本計画の施策の推進にあたっては、「Plan (計画) —Do (実行) —Check (検証・評価) —Action (改善)」といったP D C Aサイクルによる進行管理を行い、鳥取市G I G Aスクール推進委員会で施策の成果を定期的に検証・評価し、施策の改善を図ります。



3 進行スケジュール

(ステージ)	体制整備期		活用初期		活用定着期		活用充実期		活用発展期	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
鳥取市学校教育情報化に係る進行スケジュール										
【柱1】 子どもたちの学びを広げ、確かな情報活用能力を育む										
授業等実践、スキルアップ 「基本操作の習得～日常的活用(普段使い)～応用」										
	タブレット端末持ち帰り学習の日常化 (eラーニング教材、Googleクラスルーム) (学習用デスクトップ機:NEC社、Googleアドスクリーン)	学校での学習と家庭学習とのより一層の充実 (学習用デスクトップ機:NEC社、Googleアドスクリーン)								
	情報モラル教育の実践	情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の実践	デジタル・シティズンシップ教育(情報モラルやメディアリテラシーを含む)の充実							
			関係機関と連携し、多様な学びを実現するためのサービス等の推進							
【柱2】 教員のICT活用指導力の向上	情報化推進リーダー研修 ※学校教育情報化の中核となる教員の育成	ICT活用指導力向上研修(CTを活用した授業づくり研修、ICT活用研修①、②等)、学校訪問型研修	ICT活用実践事例集①	ICT活用実践事例集②	ICT活用実践事例集③ ※週時ノバーションアンダ	ICT活用支援ホームページ、情報共有用Googleクラスルーム運営	情報共有用ホームページポータルサイト ※週時更新	次世代「Tokyo-o-NE」運用開始	情報化推進リーダー研修 ※デジタル・シティズンシップ教育の専門性を高める研修を実施化	
	校内無線LAN整備 (第1次)	校内無線LAN (追加整備)	1人1台端末整備 (児童生徒用、教務用)	教員用端末追加整備	1人1台端末更新 (児童生徒用)	学校業務支援システム(Catch) R5～R9	新校務支援システム※ネットワーク統合、クラウド化、セキュリティ強化			
【柱3】 ICTを活用するための環境の整備	学校業務支援システム(Catch) H30～H4 ※ネットワーク分離、校務のデジタル化	指導者用デジタル教科書・教材 ポータルサイト運用開始 ※週時情報追加	鳥取市教育情報セキュリティ対策基準	鳥取市教育情報セキュリティ対策基準 ※週時見直し						
	運用ガイドライン鳥取市GIGAスクール構築についてver.1.1 ※GIGAスクール構築についてver.2.1	運用ガイドライン 「鳥取市GIGAスクール構築についてver.4」	運用ガイドライン鳥取市GIGAスクール構築についてver.5 ※随時バージョンアップ							
【柱4】 ICT推進体制の整備と校務の改善	鳥取市GIGAスクールラボ(外部委託)	鳥取市GIGAスクールラボ(外部委託)	採点補助システム※業務効率化							

資料1 国の動向

(1) 学校教育情報化推進計画（令和4年12月施行）

令和4年12月に策定された「学校教育情報化推進計画」は、GIGAスクール構想のさらなる推進をめざすものです。

この計画は、「誰一人取り残されない、個別最適な学びと、協働的な学び」を実現するため、教育におけるICTの活用を一層深化させることを目的としています。具体的には、児童生徒一人ひとりに端末が行き届いた環境を前提として、教育データの効果的な活用、教員のICT指導力向上、そして情報モラル教育の徹底などが重点項目として挙げられています。また、ネットワーク環境の安定化やセキュリティ対策の強化も重要視されており、持続可能な情報化の推進をめざしています。

(2) 第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）

第4期教育振興基本計画における「今後5年間の教育施策の目標と基本施策」において、教育の情報化に関する以下の施策などを推進することが示されています。

今後5年間の教育施策の目標と基本施策 《教育の情報化関連》

目標(1)確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

目標(2)豊かな心の育成

- 青少年の健全育成

目標(5)イノベーションを担う人材育成

- 探究・STEAM教育の充実

目標(7)多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進

目標(8)障害学び、活躍できる環境整備

- 学習履歴の可視化の促進

目標(11)教育DXの推進・デジタル人材の育成

- 1人1台端末の活用
- 児童生徒の情報活用能力の育成
- 校務DXの推進
- 教育データの標準化
- 基盤的ツールの開発・活用
- 教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用

目標(12)指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

- 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ICT環境の充実

(3) 「生成AIの教育的活用に関するガイドライン」（令和5年7月）

令和5年7月、文部科学省は「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を策定しました。これは、教育現場における生成AI活用の基本的な考え方と留意点を示しています。

主な内容は、「人間中心」の原則に基づき、生成AIについて、学習を補助する「道具」として捉えること。そして、学習指導要領でめざす資質・能力の育成を阻害しないことや、教育目標達成に効果的かどうかで利用を判断することです。

レポートの素案作成やアイデア出しは適切な活用例とされる一方、生成物をそのまま提出する行為は不適切とされています。また、児童生徒に情報モラルや著作権の教育を徹底し、

AIの特性や限界を理解させることが重要であると強調されています。このガイドラインは、生成AIの適切な導入を促し、生徒の情報活用能力を育むことを目的としています。

(4) 教育データ利活用の実現に向けた実効的な方策について（令和6年3月）

教育データは、児童生徒が自らの学びを振り返ったり、自分の強みや弱みを踏まえて次の学びにつなげたりすること、教師が一人ひとりの児童生徒に対し、よりきめ細かい指導・支援ができるようになることなどに寄与しています。

教育委員会を中心にデータと根拠に基づく教育政策が意識され、先進的な自治体では「教育ダッシュボード」の実証や導入が始まっています。議論のまとめでは、自治体におけるシステム構成や必要な機能のイメージも示されています。

教育現場の現状とニーズを把握し、理想と現実のギャップを埋めるため、持続可能な取組を計画・実行することが不可欠です。また、教育データ利活用を取り巻く環境は常に変化しているため、柔軟かつ継続的に見直しを行い、着実に施策を推進していく必要があります。

(5) 次期ICT環境整備方針の在り方ワーキンググループ取りまとめについて（令和6年7月）

このまとめは、教職員と児童生徒が効果的にICTを活用できる環境の実現をめざすものです。GIGAスクール構想で導入されたICT環境をさらに発展させ、児童生徒一人ひとりに寄り添った個別最適な学びを実現するとともに、教員の校務負担を軽減し、教育の本質的な部分に専念できる環境を整えます。その上で、情報セキュリティやプライバシー保護を徹底することで、安全・安心な教育活動を支えます。これにより、教育の質を高め、誰もが取り残されない学びの実現をめざすものです。

(6) 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（令和6年12月）

この内容は、中央教育審議会において議論されている、次期学習指導要領の改訂に向けた基本的な方向性に大きくかかわるものです。

教育の個別最適化と創造性・探究力の育成を重視しています。これには、デジタル学習基盤の活用が不可欠であり、学習履歴データを活用した個別指導や、多様な学習コンテンツの提供が求められます。具体的には、探究学習を充実させ、教科横断的な学びを推進し、子供たちが自律的に学ぶ力を育むことをめざします。また、教員がより専門性を発揮できるよう、指導体制の充実も提言されています。

(7) 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）

文部科学省が策定した本ガイドラインは、教育現場の情報セキュリティ確保をめざす包括的な指針です。急速に進む教育DXに対応し、クラウドサービスや生成AIといった新たな技術を安全に活用するための考え方を示しています。

主な改訂ポイントは、クラウドサービスの利用を前提とした具体的な留意事項が示された点です。これにより、各教育委員会や学校は安全にサービスを導入できます。また、ChatGPTなどの生成AI利用に際しては、情報漏洩や著作権、倫理的利用に関する注意喚起がなされており、適切な利用ルールの整備が求められています。

さらに、このガイドラインでは、情報資産を重要度に応じて分類し、それぞれの特性に応じた対策を講じることの重要性が強調されています。教育委員会、学校、教職員、児童生徒、保護者それぞれの役割と責任を明確にし、組織全体で情報セキュリティに取り組む姿勢も示されています。加えて、情報漏洩やサイバー攻撃といったセキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対応手順も明記されています。

技術の進歩に伴う新たな脅威に対応し、教育現場がより安全にデジタル技術を活用していくための重要な指針です。これにより、教育DXを推進しつつ、児童生徒の学びとプライバシーを保護するバランスの取れた運用が期待されます。

資料2 各種会議の設置要綱

鳥取市学校教育情報化推進本部設置要綱

(設置及び目的)

第1条 本市の学校教育のデジタル化の推進に向けた施策を総合的、効率的に推進するため、鳥取市学校教育情報化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の学校教育情報化の推進に係る基本的事項に関すること。
- (2) 本市の学校教育情報化の推進に係る計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の学校教育情報化の推進に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、会務を総理する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第5条 推進本部に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	教育長
副本部長	副教育長
本部員	教育委員会事務局教育総務課長
	教育委員会事務局学校教育課長
	教育委員会事務局学校教育課総合教育センター所長
	教育委員会事務局学校保健給食課長
	教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課長
	教育委員会事務局文化財課長

鳥取市学校教育情報化推進検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の学校教育のデジタル化の推進に向けた総合調整及び進行管理を行うため、鳥取市学校教育情報化推進検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の学校教育情報化推進施策の総合調整に関すること。
- (2) 本市の学校教育情報化推進施策の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の学校教育情報化推進に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。

- 2 部会長は、学校教育課長とする。
- 3 副部会長は、総合教育センター所長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、会務を総理する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会長	学校教育課長
副部会長	総合教育センター所長
委員	学校教育課担当職員
	総合教育センター担当職員
	関係課担当職員
	学校教職員

鳥取市G I G Aスクール推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 情報化社会・グローバル社会において、I C T機器を効果的に活用し、子ども一人ひとりの主体的・対話的で深い学びを実現するために、「I C T機器を活用した教育活動」と「教職員のI C T活用能力の向上」について検討及び協議するため、鳥取市G I G Aスクール推進委員会(以下「推進委員会」という)を設置する。

(組織)

- 第2条 推進委員会は、委員7名以内をもって組織する。
- 2 推進委員の委員は、別表に定める者のうちから、教育長が委嘱する。
 - 3 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 推進委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長がこれを指名する。

(職務)

第3条 推進委員会は、G I G Aスクール構想推進に係る計画の策定及びI C T機器を活用した多様な教育方法の開発・充実のため、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 学校におけるI C T機器を活用した教育活動に関すること。
- (2) 家庭等におけるI C T機器を活用した教育活動に関すること。
- (3) 教職員のI C T活用能力の向上に係る研修に関すること。
- (4) その他教育長が必要と認める事項に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、推進委員会の会議に委員以外の者の出席を求ることができる。
- 4 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課総合教育センターで処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

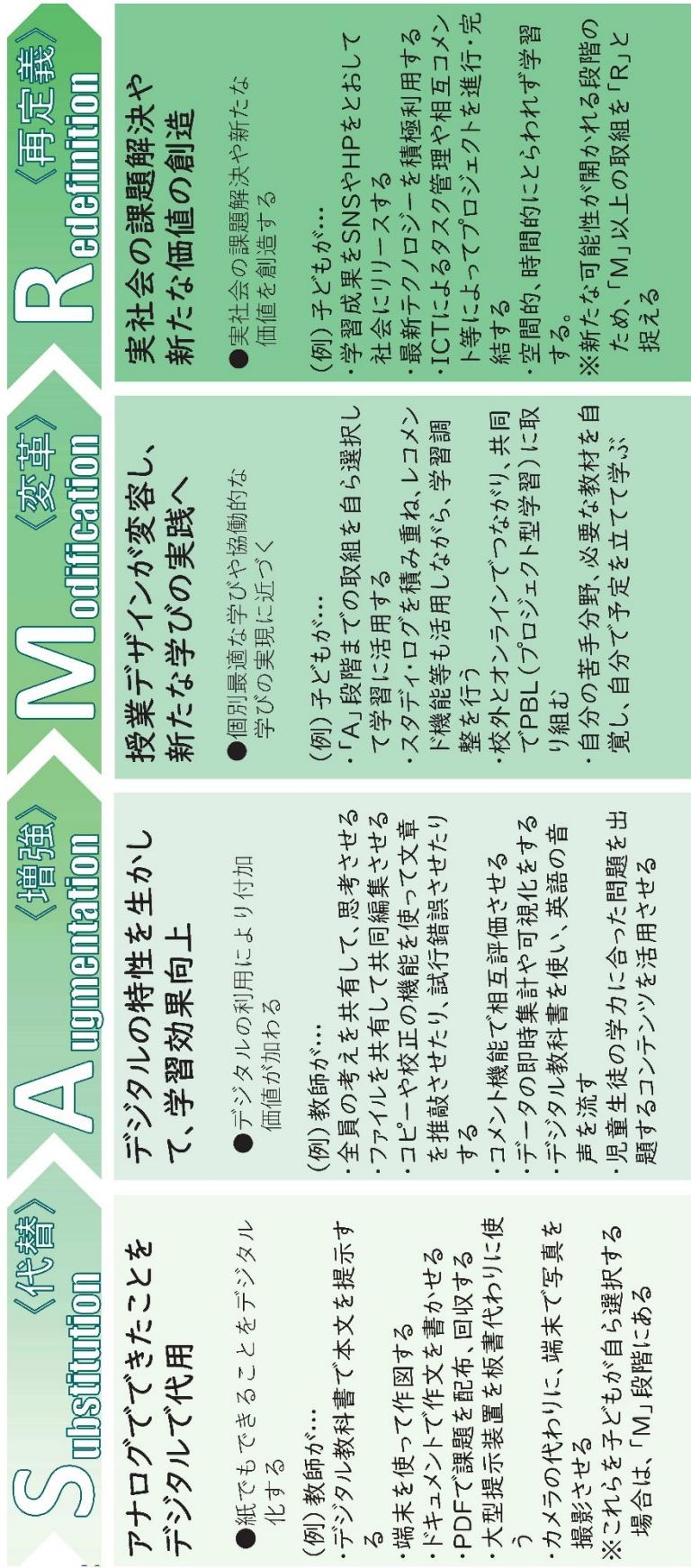
役職等	人数
鳥取市小学校長会代表	1名以内
鳥取市中学校長会代表	1名以内
鳥取市小学校PTA連合会代表	1名以内
鳥取市中学校PTA連合会代表	1名以内
鳥取県教育委員会事務局 教育センター教育DX推進課代表	1名以内
鳥取市企画推進部 デジタル戦略課代表	1名以内

ICTを効果的に活用し、児童生徒の資質・能力の育成を図る

とっとり県版SAMRモデル

鳥取県教育委員会
小中学校課

SAMR (セイマー) モデル (Ruben R. Puentedura2010) とは、「Substitution (代替)」「Augmentation (増強)」「Modification (変革)」「Redefinition (再定義)」の頭文字を集めた用語で、ICTが授業にどのような影響を与えるかを示す尺度となるものです。鳥取県では児童生徒の資質・能力の育成を図るため、SAMRモデルを以下のように捉え、引き続き、授業におけるICTの効果的な活用をめざします。



鳥取県学校教育DX推進計画（令和6年3月）

資料4

用語集（参考）

A I（人工知能）

Artificial Intelligence の略。人工知能。人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術・ソフトウェア・コンピュータシステムのこと。

A I型デジタルドリルソフト

児童生徒の学習状況を A I で測定し、児童生徒の理解度に応じて復習問題や解説を表示する等の機能をもたせたデジタルドリル教材。

音声教材

発達障害等により、通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材。

Google Workspace for Education

Google 社の教育向け無料のクラウド型学習用ツール。メール、カレンダー、表計算、プレゼン作成、ビデオ会議などが可能。

I C T

Information and Communication Technology 「情報通信技術」の略であり、 I T (Information Technology)とほぼ同義の意味。

I C T教育推進員

本市学校における I C T 活用について、プログラミング教育や校内研修等の支援を行う人材。

I o T

Internet of Things の略。モノのインターネット。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

Society5.0

日本が提唱する未来社会のコンセプト。 I C T や I o T などのデジタル革新により、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society）のこと。

S T E A M教育

Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）及びArts（人文科学・リベラルアーツ）の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。 知る（探究）とつくる（創造）のサイクルを生み出す、分野横断的な学びのこと。

学校業務支援システム

教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合した機能を有しているシステム。

課題解決型学習（P B L）※プロジェクト型学習

Problem(Project)-Based Learning。知識の暗記など、生徒が受動的な学習ではなく、自ら課題（問題）を発見し解決する能力を養うことを目的とした教育法のこと。

共同学校事務室

日常は各学校で勤務している事務職員が、週に1回程度1つの学校に集まる等して複数人で複数校の業務を行う体制。

クラウドサービス

従来は手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤（サーバなど）を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。

校内通信ネットワーク（無線L A N）

無線通信を利用してデータの送受信を行うL A N（ローカル・エリア・ネットワーク）システムのこと。ワイヤレスL A Nとも呼ばれる。

情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結びつきとしてとらえ、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度のこと。情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、全ての国民が身に付けておくべき考え方や態度を指す。

生成AI

文章や画像、プログラムなどを新しく作り出すことができる、AIを動かす基礎的な仕組み（またはプログラム）に基づいたAIの全体を指す言葉の総称

デジタル教科書

学校の教科書として使われることを想定して作られた電子書籍。紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材。

デジタルコンテンツ

文章、画像、音楽などの作品をデジタルデータ化してデータ状態のまま消費者に提供されているもの。

デジタル・シティズンシップ

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し参加する能力。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

ビッグデータなどのデータ、AIやIoTなどのデジタル技術を社会に浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革すること。

電子黒板

文字や図、イラストなど、ボード上に書き込んだ内容を電子変換することが可能なホワイトボード。

鳥取市GIGAスクール運営支援センター

学校におけるICT活用に関するヘルプデスク開設や現地サポート対応、ネットワークアセスメントやトラブル対応等を外部委託し、ICT活用を推進するための運営支援体制。

鳥取市GIGAスクール構想

「1人1台端末と校内ネットワークを一体的に整備することで、一人ひとりの教育的ニーズに対応した誰一人取り残すことのない学びで、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することと、「ICTを効果的に活用した学びを推進し、1人1台端末を活用した授業改善をとおして、子ども一人ひとりの主体的・対話的で深い学びを実現すること」を目的とした構想。

鳥取市教育情報セキュリティポリシー

鳥取市立学校において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針。

ビッグデータ

従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しい巨大なデータ群のこと。

フィルタリング

違法・有害・不適切なウェブサイト等へのアクセスを制限するサービス。

メディアリテラシー

インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を聞きわめる能力のこと。

モバイルWi-Fiルーター

インターネット回線への接続機能を備えた無線LAN機器用の可搬型ルーターのこと。